

令和7年4月1日

生徒・保護者各位

大牟田高等学校
校長 荒木 信一

自転車通学におけるヘルメット着用の義務化について

早春の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましてお知らせいたします。令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。本校におきましてもヘルメット着用について生徒に促して参りましたが、着用率は未だ低い状態です。福岡県警察の調査によりますと、令和6年7月から9月の3か月間に高校生の自転車乗車中の交通事故が118件発生しており、うち58件(49.2%)は登下校時に発生しています。また、自転車事故で亡くなられた方の約5割が頭部に損傷を受けており、ヘルメットを着用しなかった場合の致死率は4倍となっています。

このことも踏まえ、本校におきましても生徒の安全を第一に考え、下記のとおり令和7年度から自転車通学者全員(寮生含む)に対して乗車用ヘルメットの着用を義務化することといたしました。つきましては、着用義務化へのご理解と、ヘルメットのご準備をお願いいたします。出費多端折、大変恐縮ではございますがご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

○運用開始：令和7年4月9日（水）

○着用にあたって：

(1)ヘルメットの種類

- ・メーカー・色・形の指定はありません。
- ・必ずあごひものある安全基準を満たした自転車用ヘルメットを着用してください。

【安全性を示すマーク・規格の一例】

マーク ・規格				
	SG	JCF公認/推奨	CE	CPSC

(2)ヘルメットの管理・保管

- ・ヘルメットには氏名を記入してください。(テプラ等貼付)
- ・原則、市販のヘルメットホルダーやヘルメットロック、ワイヤー錠などで自転車に固定してください。